

2020年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ
代表者名 代表取締役グループCEO 菊川 暁
(JASDAQ・コード4777)
問合せ先 グループ戦略部 部長
ジョーシ ガブリエレ
(TEL 03-5778-0321)

第三者割当により発行される株式及び第6回新株予約権の募集並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2020年5月25日付で会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、下記のとおり第三者割当により発行される株式の募集（以下「本新株式」といいます。）及び第三者割当により発行される第6回新株予約権の募集（以下「本新株予約権」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本第三者割当増資に伴い、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I 第三者割当により発行される株式及び第6回新株予約権の募集

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 払込期日 | 2020年6月10日 |
| (2) 発行新株式数 | 1,401,900株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき214円 |
| (4) 調達資金の額 | 300,006,600円（差引手取概算額 293,326,600円） |
| (5) 募集又は割当方法（割当予定先） | 第三者割当の方式により、以下のとおり株式を割り当てる。
Megazone Cloud Corporation 1,401,900株 |
| (6) その他 | 前記については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。
また、当社は効力発生後に、割当予定先と本新株式に係る総数引受契約を締結する予定です。 |

<本新株予約権の募集の概要>

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 割当日 | 2020年6月10日 |
| (2) 発行新株予約権数 | 46,729個 |
| (3) 発行価額 | 10,093,464円（本新株予約権1個当たり216円） |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 4,672,900株（本新株予約権1個につき100株） |
| (5) 調達資金の額 | 1,010,094,064円（差引手取概算額 1,005,343,064円）
（内訳）新株予約権発行分 10,093,464円
新株予約権行使分 1,000,000,600円 |
| (6) 行使価額 | 1株当たり214円 |
| (7) 募集又は割当方法（割当予定先） | 第三者割当の方式により、すべての新株予約権を Megazone Cloud Corporation に割り当てる。 |
| (8) その他 | ① 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取 |

締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金216円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

- ② 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社の現状

当社グループは、「世界 No. 1 のグローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」を目指し、継続的な収益の拡大を実現するため、ゲーム事業を中心にグローバルなビジネス展開を推進し、世界規模のビジネスネットワークの構築に向けて取り組んでおります。ゲーム事業ではPC オンラインゲーム事業からスマートフォンアプリ事業を主力事業に移行すべく、国内外のスマートフォンアプリの開発とそのビジネスの推進を行ってまいりました。

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の大きな柱の一つとして、当社グループが開発した MMORPG (*1) の2大タイトルであるPC オンラインゲーム「Flyff Online (フリフオンライン) (*2)」及び「Rappelz Online (ラペルズオンライン) (*3)」を題材としたスマートフォンアプリの開発に注力してまいりました。

そして、2014年12月に「Flyff Online (フリフオンライン)」を題材にしたスマートフォンアプリ「Flyff All Stars (フリフオールスターズ)」のダウンロード配信を開始し、2017年1月に「Flyff Legacy (フリフレガシー)」のダウンロード配信を開始いたしました。また、2020年3月には「Rappelz Online (ラペルズオンライン)」を題材にしたスマートフォンアプリ「Rappelz M (ラペルズモバイル)」の東南アジアでのダウンロード配信を開始し、欧米を中心とするグローバル地域での配信について2021年3月期のリリースに向けて準備を進めております。

また、主力事業であるゲーム事業以外の新規事業により収益源を確保するとともに安定的な収益基盤を確立するために、2019年5月に割当予定先である Megazone Cloud Corporation (*4) のアマゾン ウェブ サービス (AWS) (*5) の日本展開に関して、当社は Megazone Cloud Corporation と業務提携基本契約を締結しクラウド関連事業 (*10) に参入いたしました。当社が行うクラウド関連事業は、MEGAZONE 株式会社 (*6) が行うアマゾン ウェブ サービス (AWS) の日本展開に関して、日本国内の営業サポート業務、運営サポート業務、採用及び人事管理サポート業務、イベントサポート業務を行っていくものであります。

*1 : Massively Multiplayer Online Role Playing Game : 大規模多人数参加型ロールプレイングゲームのことであり、インターネットを利用し、数千人規模のユーザーが同時に参加して遊べるロールプレイングゲームであります。

*2 : 「Flyff Online (フリフオンライン)」は、世界で初めてキャラクターが空を飛ぶことに成功したことで有名なファンタジーな世界観の中で冒険するコミュニティ型の MMORPG であり2002年から多言語化でサービスを展開し、累計ダウンロード者数は5,000万人以上、最大月商4億円のアイテム課金額を記録しました。

*3 : 「Rappelz Online (ラペルズオンライン)」は、グラフィッククオリティの高いヨーロッパスタイルの MMORPG であり2004年から多言語化でサービス展開し、累計ダウンロード者数は5,900万人以上、最大月商3億円のアイテム課金額を記録しました。

*4 : Megazone Cloud Corporation (MEGAZONE Bldg, 46, Nonhyeon-ro 85-gil, Gangnam-gu, Seoul, 06235 Korea 代表理事 Lee Joowan) は、同社の親会社である Megazone Co., Ltd. (以下、Megazone 社) (*7) がアマゾン ウェブ サービス (AWS) の海外での事業展開を目的として2018年7月に設立した Megazone 社の子会社であります。

- *5 : アマゾン ウェブ サービス (AWS) : 世界 190 カ国以上、数百万の顧客をもつ Amazon が提供している Web サービスの総称のことであり、インターネット経由でコンピューティング、データベース、ストレージ、アプリケーションをはじめとした、さまざまな IT リソースを必要ときに必要な量を使った分だけ支払う従量課金で利用することができるサービスであります。
- *6 : MEGAZONE 株式会社 (東京都港区南青山三丁目 2-3 代表取締役 Lee Joowan) は、アマゾン ウェブ サービス (AWS) の日本での事業展開を目的に 2019 年 4 月に設立した Megazone 社グループ 100% 出資 (持分比率 Megazone Cloud Corporation 86.67%、Megazone 社 13.33%) のアメリカ法人である MEGAZONE CORPORATION (1201 Orange Street, Suite 600 Wilmington, New Castle County Delaware 19801 U, S, A CEO Lee Joowan) による 100% 出資の日本法人であり、日本での事業展開を進めております。Megazone 社グループのアマゾン ウェブ サービス (AWS) の日本での事業展開は、Megazone 社グループが自社の強み (*9) として韓国で行っている AWS Premier Consulting Partner としてのサービスと同様なサービス (AWS 公式日本語 Support Partner サービス対応、24 時間/365 日サービス等) を日本の顧客に対してサービス提供を行っていくものであります。
- *7 : Megazone 社 (MEGAZONE Bldg, 46, Nonhyeon-ro 85-gil, Gangnam-gu, Seoul, 06235 Korea 代表理事 Chang Jihwang) は 1998 年 2 月に設立された韓国最大規模のデジタル IT 企業としてクラウド事業、デジタル・マーケティング事業、デジタル・エージェンシー事業のサービスを提供しており、クラウド事業においては、2012 年に韓国国内では初めてアマゾン ウェブ サービス (AWS) の公式パートナー会社を選定されました。また、2015 年には、韓国国内初の AWS Premier Consulting Partner (*8) に選定され、韓国のクラウド市場を先導しています。Megazone 社は、AWS Premier Consulting Partner として、韓国国内で初めてエンタープライズサポートサービスを開始し自社の AWS クライアントに対して高品質なサービスを提供しております。
- *8 : 全世界約 1 万社の APN (AWS パートナーネットワーク) パートナー会社のうち Premier Consulting Partner は AWS を使用した業務に一定以上の実績を上げた世界トップレベルのコンサルティングパートナー会社であり、2020 年 5 月現在、全世界で 107 社、日本では 9 社が選定されております。
- *9 : Megazone 社のアマゾン ウェブ サービス (AWS) における強みとして、AWS クライアント向けに以下のサービスを含む高品質なサービスを提供しております。
 - ・ 韓国国内で唯一 AWS 公式韓国語 Support Partner サービス対応
 - ・ 韓国国内初の AWS Enterprise Support 対応 (AWS の 4 つのサポートプランの中トップクラスのサポートサービス)
 - ・ 24 時間/365 日サービスによる安定的なサービス提供
 - ・ 月別、日別、地域別、商品別のデータ使用量を正確に確認可能な自社開発の運営管理ソリューションによる効率的な管理
 - ・ 決済手段としてクレジットカードが不要のプリペイドカード決済方法である EduCloud サービス
- *10 : 2019 年 5 月の Megazone Cloud Corporation との業務提携当初は、MEGAZONE 株式会社が行っていくアマゾン ウェブ サービス (AWS) の日本での事業展開を当社がサポートすることを主要事業ととらえておりましたが、今後、当社がクラウド関連事業の提供サービスの幅を広げて主体的にクラウド関連事業を推進していくことから当初のアマゾン ウェブ サービス (AWS) 関連事業からクラウド関連事業に名称を変更しております。

しかしながら、当社グループの現状といたしましては、2019 年 3 月期の連結会計年度において営業損失 250,834 千円及び親会社株主に帰属する当期純損失 283,027 千円を計上し、2020 年 3 月期の連結会計年度において売上高が前連結会計年度に比べて 51.7% 減少し、412,711 千円となり、営業損失 273,319 千円及び親会社株主に帰属する当期純損失 432,420 千円を計上しており、現在の低迷した売上状況が継続すれば営業損失が継続し、資金繰りに懸念が生じる可能性があります。当該状況等により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。また、2020 年 3 月末の現金及び預金残高は 96,110 千円であり、本資金調達が行われなければ、事業の収益化のための施策を実行することも困難な状況であります。このような状況となった主な要因は、スマートフォンアプリ事業においては、「Rappelz M

（ラベルズモバイル）」のサービス提供の遅延が生じたためであります。これは、CBT（クローズベータテスト）にてユーザーの皆様から多数のご要望や改善点を頂戴し、より完成度が高い状況でユーザーの皆様楽しんでいただけるゲームにするため、新規追加開発や改善を行い開発期間が長期化したことや現地パブリッシャーとのリリース日程の調整の結果によるものであります。また、クラウド関連事業においては、当社は、Megazone 社グループの日本法人である MEGAZONE 株式会社と業務委託契約を締結し、日本国内の営業サポート業務、運営サポート業務、採用及び人事管理サポート業務、イベントサポート業務のクラウド関連事業を行っておりますが、クラウド事業業界の人手不足により当初想定していた人員の採用が進まず、また、コロナウイルスの影響によりアマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社主催の AWS Summit（クラウドコンピューティングコミュニティが一堂に会して、アマゾン ウェブ サービス（AWS）に関する情報交換やコラボレーション、学習を行うことができる日本最大級のカンファレンス）等のイベントが開催中止となり、イベントサポート業務が実施出来なくなったこと等により新規ビジネスの拡大が出来ていない状況となったためであります。

当社としてこのような状況を解消するために、本資金調達により、事業の収益化のための施策を実施していきます。事業の収益化のための施策として、主力事業であるスマートフォンアプリ事業の早期収益化を成長戦略の中核の一つに据え、良質なゲームタイトルに経営資源を集中することにより、売上・利益の安定成長を実現していきます。また、クラウド関連事業について Megazone Cloud Corporation とより強力な関係を構築することにより本格的に事業展開を推し進めてまいります。

なお、当社の新規事業のもう一つの柱である VR 事業については、VR 事業の専任人材を起用し、VR テーマパークに係る候補用地の選定・交渉及び商業施設やゲームセンター等に VR 設備を設置するための営業活動を進めておりましたが、政府から新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出され、今後の収束時期の見通しがたっていない状況が続いているなかで、VR テーマパークの事業展開については現時点では優先度が低いと判断し、本日別途公表いたしました「第三者割当による新株式の発行及び第5回新株予約権により調達した資金の用途の変更に関するお知らせ」のとおり、資金の用途を変更しておりますが、テーマパーク事業以外の VR 事業に関しては継続して事業を進めてまいります。

（2）当社の経営課題

当社では、以下を経営課題として認識しております。

① スマートフォンアプリ事業の早期収益化

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の早期収益化を目指しております。当社グループが開発したスマートフォンアプリ「Flyff All Stars（フリフオールスターズ）」や、ライセンスを獲得したスマートフォンアプリ「Arcane（アーケイン）」は、いずれも累計 100 万人以上のダウンロード者数を獲得いたしました。オンラインゲーム事業の減益を補うまでの収益貢献には至っておらず、更なるスマートフォンアプリ事業の売上高拡大を図る必要があります。そのため、良質なゲームタイトルに経営資源を集中することにより、スマートフォンアプリ事業の収益化に向けて注力してまいります。具体的には、「Flyff Legacy（フリフレガシー）」で行っているオンラインゲーム事業で培われた当社グループの強みであるグローバルなネットワークを活かした多言語展開を、「Rappelz M（ラベルズモバイル）」についても今後サービス提供予定の欧米等のグローバル地域で多言語展開を行い、日本市場のみならず海外市場でのスマートフォンアプリ事業の展開に注力してまいります。

② 新たな収益基盤の確立

当社グループは、主力事業であるオンラインゲーム事業、スマートフォンアプリ事業による売上高の拡大による企業成長及び収益基盤の確立ならびに利益確保のための体制確立を目標としております。しかしながら、主力事業であるゲーム事業は市場変化が激しく、ユーザーニーズの移り変わりが早いこと、収益基盤は不安定であり、ゲーム事業以外の収益源を確保するとともに安定的な収益基盤を確立することが重要な経営課題であると認識しております。具体的には、2019 年 5 月から新規事業として参入したクラウド関連事業については、現状は、MEGAZONE 株式会社へのサポート業務が主体となっており、当社としてクラウド関連事業を主体的に行うための収益基盤の確保が経営課題と認識しております。

(3) 今後の成長戦略

当社グループは、経営課題の解決のため、①スマートフォンアプリ事業及び②クラウド関連事業を進めてまいります。

よって、当社グループでは上記の経営課題上における競争優位性を確立すべく、2021年3月期より実行する予定の以下の事業について、今回調達する予定の資金を充当してまいります。

<成長戦略推進の施策>

① スマートフォンアプリ事業

当社グループの2大タイトルの一つである「Rappelz M (ラペルズモバイル)」について、2020年3月に配信開始した東南アジアでのリリースに続き、「Rappelz M (ラペルズモバイル)」の主要エリアである欧米を中心とするグローバル地域での配信について2021年3月期のリリースに向けて準備を進めております。このため、本格的なサービス展開に向けた各種プロモーション等のマーケティング活動を予定しております。そこで、確実な資金調達手段である本新株式で調達する293百万円を充当いたします。マーケティング活動資金の内訳としては、グローバル地域（アメリカ、フランス、ドイツ、イギリス）215百万円、日本78百万円を予定しており、マーケティング活動の主な内容は、事前登録や広告宣伝のための各種プロモーションを予定しております。

② クラウド関連事業

当社は、クラウド関連事業の展開に当たり、当社としてクラウド関連事業を主体的に行うための収益基盤を確保すべく、韓国のクラウド市場を先導しているMegazone社グループとより強力な関係を構築することにより本格的にクラウド関連事業を推し進めてまいります。

当社のクラウド関連事業を主体的に行うための収益基盤を確保する方法として、①当社がクラウド関連ソリューションの販売権を取得することにより販売代理店としてクラウド関連事業を推進していくこと、若しくは②クラウド事業会社の株式の取得等又はクラウド事業会社とのJV設立により出資を通じてクラウド事業を推進していくことを想定しております。

現時点において確定した案件はございませんが、様々なクラウドビジネスの妥当性を検討した上で、当社の収益基盤を確保するため対象企業等の探索に着手しております。

クラウド関連ソリューションの販売権の対象としては、SaaS (*11) 等のクラウドソリューションや、クラウドで行うワークフローシステム (*12) 等のソリューションを想定しております。また、株式取得の対象会社は、既存のクラウド事業会社の他に、MSP (*13) としてクラウドの技術サポートを行う会社や、クラウド事業における顧客からの問い合わせ対応サービスにおいて24時間365日対応できるサポート体制を構築するためにコールセンター運営会社の株式の取得等を想定しております。JV出資に関しては、既存顧客を保有しているクラウド事業会社とJVを設立することによりクラウド事業における実績を作り、Megazone社グループの保有するソリューション等を活用することにより更なる顧客拡大を目指していくことや当社の連結子会社Gala Lab Corp.が開発したオンラインゲーム「Flyff Online (フリフオンライン)」及び「Rappelz Online (ラペルズオンライン)」について、ブロックチェーン (*14) のプラットフォーム (*15) とライセンス契約を締結しておりますが、このようなブロックチェーン技術を有するブロックチェーン企業とJVを設立することによりブロックチェーンを活用したクラウドビジネスを拡大していくことを想定しております。

上記のような様々なクラウドビジネスの中から妥当性を検討した上で、対象会社等を検討してまいります。

株式取得の対象会社は、既存のクラウド事業会社の他に、クラウド事業における顧客からの問い合わせ対応サービスにおいて24時間365日対応できるサポート体制を構築するためにコールセンター運営会社の株式の取得等を想定しております。また、既存顧客を保有しているクラウド事業会社とJVを設立することによりクラウド事業における実績を作り、Megazone社グループの保有するソリューション等を活用することにより更なる顧客拡大を目指していくことを想定しております。

なお、クラウド関連ソリューション又は対象会社等としては、Megazone社グループの保有するソリューションの取得又は韓国において既にクラウド事業の実績があるMegazone社グループの関係

会社を対象とすることも選択肢の一つではありますが、Megazone 社グループに限らず、また国内、海外を問わず幅広く検討していきます。

案件が具体化した場合に適時に実行に移すためには機動的な資金調達手段を確保しておく必要性が高いと判断いたしました。このため、クラウド関連事業に係る M&A を含む資本・業務提携を実行するために本新株予約権及びその行使により調達する 1,005 百万円を充当いたします。

なお、本日別途公表いたしました「第三者割当による新株式の発行及び第 5 回新株予約権により調達した資金の使途及び支出時期の変更に関するお知らせ」において、第 5 回新株予約権の未行使分の 200 百万円について、資金使途をクラウド関連事業に係る M&A を含む資本・業務提携のための資金に変更しております。従って、対象会社等として 1,205 百万円程度のクラウド関連ソリューションの販売権の取得、若しくは当該事業分野における営業利益 200 百万円から 300 百万円程度の規模の企業の株式の取得又は JV 設立による 1,205 百万円程度の出資を想定しております。なお、本新株予約権の行使は新株予約権者の判断によるため、支出予定時期については、本新株予約権の行使期限である 2022 年 6 月までとしておりますが、本新株予約権の行使により支出時期について変更する場合があります。

今後案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。

- *11: SaaS (Software as a Service) とは、ソフトウェアを利用者 (クライアント) 側に導入するのではなく、提供者 (サーバー) 側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況のことをいいます。
- *12: ワークフローシステムとは、電子化された申請書や通知書をあらかじめ決められた作業手順 (決裁ルート) に従い決裁処理を行う仕組みであり、稟議・報告書・届出申請の承認手続きを電子化して、スピード向上、業務効率化、内部統制強化を図る機能であります。
- *13: MSP (Managed Service Provider) とは、顧客の利用するコンピューターやネットワークなどの IT システムの運用や監視、保守などを行い、利用可能な状態に維持するサービスを提供する事業者のことをいいます。
- *14: ブロックチェーンとは、分散型ネットワークを構成する複数のコンピューターに暗号技術を組み合わせ、取引情報などのデータを同期して記録する手法であり、一定期間の取引データをブロック単位にまとめ、コンピューター同士で検証し合いながら正しい記録をチェーン (鎖) のようにつないで蓄積する仕組みであります。
- *15: プラットフォーマーとは、主にサービスの基盤 (プラットフォーム) となるシステムやサービスをユーザーあるいはサードパーティに提供している事業者のことをいいます。

3. 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選択した理由について

当社は、当社の成長戦略や事業戦略を推進するための資金調達として、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、スマートフォンアプリ事業の拡大とクラウド関連事業を主体的に行うための収益基盤の確保を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことに合致しました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせ今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。スマートフォンアプリ事業のマーケティング活動資金を、確実な資金調達手段である本新株式で調達する資金で充当し、クラウド関連事業の収益基盤の確保を目的とし、クラウド関連事業におけるさらなる利益拡大を目的

とするM&Aを含む資本・業務提携のための資金を本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金で充当していくことは、当社のビジネスを確実に進めて行く観点から資金調達方法としては合理的であると判断いたしました。なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

4. 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価格は214円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から4,672,900株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ③ 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は214円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から4,672,900株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。
- ② 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。
- ③ 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。かかる取得条項により、当社は、成長戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又は、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使を促進させるとともに、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を一定程度確保することができます。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、4,672,900株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。
- ② 本新株予約権の行使請求期間は2020年6月10日から2022年6月9日までの2年間であり、期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があります。その場合、新たな資金調達などを検討しなければならないこと。

5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

本新株式

① 払込金額の総額	300 百万円
② 発行諸費用の概算額	6 百万円
③ 差引手取概算額	293 百万円

※発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税及び司法書士報酬 1.1 百万円、弁護士報酬 0.4 百万円、株式事務代行手数料 0.2 百万円、株式上場手数料 0.2 百万円、調査料 0.9 百万円及び有価証券届出書及び適時開示資料作成支援費用 3.8 百万円を予定しております。

本新株予約権

① 払込金額の総額	1,010 百万円
② 発行諸費用の概算額	4 百万円
③ 差引手取概算額	1,005 百万円

※1. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用 0.7 百万円、登録免許税及び司法書士報酬 3.9 百万円及び株式上場手数料 0.1 百万円を予定しております。

※2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①スマートフォンアプリ事業 ・「Rappelz M (ラペルズモバイル)」のマーケティング活動資金 (内訳)	293	2020年7月～ 2021年3月
グローバル地域 (アメリカ、フランス、ドイツ、イギリス)	215	
日本	78	

※1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※2. 上記の本新株式による差引手取概算額 (293 百万円) の資金使途の詳細につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 今後の成長戦略 ① スマートフォンアプリ事業」を参照下さい。

本新株予約権

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
②クラウド関連事業 ・M&A を含む資本・業務提携のための資金	1,005	2020年7月～ 2022年6月

※1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※2. なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額 (1,000 百万円) につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。

※3. 上記の本新株予約権による差引手取概算額 (1,005 百万円) の資金使途の詳細につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 今後の成長戦略② クラウド関連事業」を参照下さい。

6. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社のスマートフォンアプリ事業の推進による早期収益化とクラウド関連事業における収益基盤の確保を実現してまいります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上及び株主価値の向上につながるものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、資金使途として合理的であるものと判断しております。

7. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式における発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2020年5月22日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社株式の終値である214円といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日）により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日の終値を基準といたしました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前取引日までの直近1か月間の終値の単純平均値205.11円（小数点第3位以下四捨五入）からは4.33%のプレミアム率となり、直近3か月間の終値の単純平均値202.56円（小数点第3位以下四捨五入）からは5.65%のプレミアム率となり、直近6か月間の終値の単純平均値246.97円（小数点第3位以下四捨五入）からは13.35%のディスカウント率となっております。この点、直近6ヶ月の終値の単純平均値（小数点第3位以下四捨五入）が10%以上のディスカウント率となっておりますが、「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、払込金額は、「株式の発行に係る取締役会決議日の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること」を原則としており、例外的に「ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされており、本新株式における発行価格を原則的な株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の価額を基準としたことは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、2020年5月25日付当社取締役会において、監査役3名（うち、社外監査役2名）から、上記発行価格について、本件取締役会決議日の直前取引日の終値を基準としたことは、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること及び上記発行価格は上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定したものであることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価（214円）、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ38.71%）、満期までの期間（2年）、配当利回り（0%）、無リスク利率（△0.182%）、発行会社の行動（基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の180%を20営業日連続で超えた場合は、コールオプションを発動する。）及び割当予定先の行動（当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行うものとする。ただし、行使により取得した株式を

1 営業日あたり 6,470 株ずつ売却するものとし、全て売却した後、次の権利行使を行う。)を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施し、その結果、本新株予約権 1 個の払込金額を 216 円 (1 株当たり 2.16 円) と算定いたしました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を公正価値の算定結果と同額の 216 円 (1 株当たり 2.16 円) といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向 (取締役会決議日の直前取引日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の終値平均株価等) を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日 (2020 年 5 月 22 日) の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 214 円と同額の 214 円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、当該本新株予約権の行使価額は、取締役会決議日の直前取引日までの直近 1 か月間の終値の単純平均値 205.11 円 (小数点第 3 位以下四捨五入) からは 4.33% のプレミアム率となり、直近 3 か月間の終値の単純平均値 202.56 円 (小数点第 3 位以下四捨五入) からは 5.65% のプレミアム率となり、直近 6 か月間の終値の単純平均値 246.97 円 (小数点第 3 位以下四捨五入) からは 13.35% のディスカウント率となっております。

また、2020 年 5 月 25 日付当社取締役会において、監査役 3 名 (うち、社外監査役 2 名) から、本新株予約権の払込金額について、特に有利な条件での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式により発行される株式数は 1,401,900 株 (議決権の数は、14,019 個) です。また、本新株予約権の行使により発行される株式数 4,672,900 株 (議決権の数は 46,729 個) を合算すると 6,074,800 株 (議決権の数は 60,748 個) となり、2020 年 5 月 25 日における当社の発行済株式数 17,658,900 株 (議決権数 176,589 個) に対して 34.40% (議決権の総数に対する割合は 34.40%、小数点第 3 位以下四捨五入) の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権発行による資金調達は、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社のスマートフォンアプリ事業の推進による早期収益化とクラウド関連事業における収益基盤の確保を実現していくことは、長期的な観点から企業価値及び株主価値の向上につながるものと判断しております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

8. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

本新株式及び本新株予約権

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

①	名 称	Megazone Cloud Corporation			
②	所 在 地	MEGAZONE Bldg, 46, Nonhyeon-ro 85-gil, Gangnam-gu, Seoul, 06235 Korea			
③	代表者の役職・氏名	代表理事 Lee Joowan			
④	事 業 内 容	クラウドサービス事業			
⑤	資 本 金	224,000,000 韓国ウォン (21,056,000 円)			
⑥	設 立 年 月 日	2018年7月3日			
⑦	発 行 済 株 式 数	224,000 株 (2019年12月31日現在)			
⑧	決 算 期	12月			
⑨	従 業 員 数	417名 (2019年12月31日現在)			
⑩	主 要 取 引 先	一般法人			
⑪	主 要 取 引 銀 行	IBK 企業銀行			
⑫	大株主及び持株比率	Megazone Co.,Ltd. 89.29% (2020年4月10日現在)			
⑬	当事会社間の関係				
	資 本 関 係	当社株式1,145,100株 (6.48%) を保有しております。なお、左記以外に当社第5回新株予約権7,634個 (潜在株式763,400株) を保有しております。			
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。 なお、本ファイナンス後、当社定時株主総会 (2020年3月期に係る定時株主総会) において、Megazone Cloud Corporation の代表理事 Lee Joowan 氏を含む理事等4名を当社取締役候補者とする取締役選任議案を上程する予定であります。			
	取 引 関 係	当社と Megazone Cloud Corporation は、クラウド事業について2019年5月31日に業務提携基本契約を締結しております。 なお、当社と Megazone Cloud Corporation との直接的な取引関係は、該当事項はありませんが、当該業務提携基本契約に基づき、当社は Megazone Cloud Corporation の日本法人である MEGAZONE 株式会社と業務委託契約を締結し、日本国内の営業サポート業務、運営サポート業務、採用及び人事管理サポート業務、イベントサポート業務のクラウド関連事業を行っております。			
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態				
		決算期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
	連 結 純 資 産		—	40,418 百万韓国ウォン (4,001 百万円)	35,813 百万韓国ウォン (3,366 百万円)
	連 結 総 資 産		—	73,832 百万韓国ウォン (7,309 百万円)	140,933 百万韓国ウォン (13,247 百万円)
	1株当たり連結純資産 (円)		—	182,847 韓国ウォン (18,101 円)	159,883 韓国ウォン (15,028 円)
	連 結 売 上 高		—	88,505 百万韓国ウォン (8,762 百万円)	262,338 百万韓国ウォン (24,659 百万円)
	連 結 営 業 利 益		—	△1,908 百万韓国ウォン (△188 百万円)	△14,002 百万韓国ウォン (△1,316 百万円)

連結経常利益	—	△1,872 百万韓国ウォン (△185 百万円)	△13,495 百万韓国ウォン (△1,268 百万円)
親会社に帰属する当期純利益	—	△1,872 百万韓国ウォン (△185 百万円)	△13,960 百万韓国ウォン (△1,312 百万円)
1株当たり連結当期純利益(円)	—	△8,470 韓国ウォン (△838 円)	△62,325 韓国ウォン (△5,858 円)
1株当たり配当金(円)	—	—	—

※1. 割当予定先である、Megazone Cloud Corporation は、会社設立日が 2018 年 7 月 3 日であり、2017 年 12 月期は存在しないため記載しておりません。

※2. 日本円換算にかかる表記は、2018 年 12 月期は 1 韓国ウォン=0.099 円、2019 年 12 月期は 1 韓国ウォン=0.094 円で換算したものです。

※3. 当社は、割当予定先である Megazone Cloud Corporation 及びその役員、並びにその親会社である Megazone 社及びその役員、主要株主について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかについて、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台三丁目 2-1、代表取締役会長兼社長 荒川一枝）に調査を依頼いたしました。

具体的には、Megazone Cloud Corporation 及び同社の親会社である Megazone 社並びに Megazone Cloud Corporation の代表理事と Megazone 社の理事を兼務しており、かつ Megazone 社の主要株主（持株比率 80.86%）である Lee Joowan 氏、Megazone Cloud Corporation の理事と Megazone 社の代表理事を兼務しており、かつ Megazone 社の主要株主（持株比率 12.29%）である Chang Jihwang 氏、Megazone Cloud Corporation のその他の理事、監事、Megazone 社のその他の理事、監事について、調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、Megazone 社、Lee Joowan 氏及び Chang Jihwang 氏、当該割当予定先のその他の全ての役員及び Megazone 社のその他の全ての役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から当社は、Megazone Cloud Corporation、同社役員及び主要株主が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。なお、当社は割当予定先である Megazone Cloud Corporation が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行い、当社の取引先である Megazone 社の子会社であり、2019 年 6 月に資金調達の実績がある Megazone Cloud Corporation を割当先の有力候補と選定し、2020 年 3 月 27 日に当社代表取締役菊川 暁は、本ファイナンスの目的で Megazone Cloud Corporation の代表理事 Lee Joowan 氏に面談を申込み、協議を実施いたしました。

当社と Megazone Cloud Corporation は、2019 年 5 月に Megazone Cloud Corporation が進めているアマゾン ウェブ サービス (AWS) の海外での事業展開のうち、日本における事業展開を当社が全面的にサポートしていくことで合意し業務提携基本契約を締結いたしました。その後、当該業務提携基本契約に基づき、当社は、Megazone Cloud Corporation の日本法人である MEGAZONE 株式会社と業務委託契約を締結し、日本国内の営業サポート業務、運営サポート業務、採用及び人事管理サポート業務、イベントサポート業務のクラウド関連事業を行っており、極めて良好な信頼関係を築いてきました。しかしながら「5 [新規発行による手取金の使途] (2) [手取金の使途]」に記載のとおり、当社のクラウド関連事業としては、MEGAZONE 株式会社へのサポート業務が主体となっており、当社としてクラウド関連事業を主体的に行うための収益基盤の確保が経営課題となっております。

その中で、割当予定先の Megazone Cloud Corporation は本ファイナンスを契機に MEGAZONE 株式会社が進めているアマゾン ウェブ サービス (AWS) の日本での事業展開を本格化させることを検討しており、2020 年 3 月 27 日に当社代表取締役菊川 暁は、Megazone Cloud Corporation の代表理事 Lee Joowan 氏から以下の提案を受けました。

- ①当社がクラウド関連事業における収益基盤を取得することにより財務の健全性を確保し事業の継続性を図ってほしいこと。具体的には、クラウド関連ソリューションの取得若しくはクラウド事業会社の株式の取得又はクラウド事業会社との JV 設立により当社が主体的に日本でのクラウド関連事業を進めることにより Megazone 社グループが進めるアマゾン ウェブ サービス (AWS) の日本における事業展開に寄与してもらいたいこと。
- ②本ファイナンス後、当社定時株主総会(2020年3月期に係る定時株主総会)において、Megazone Cloud Corporation の代表理事 Lee Joowan 氏を含む理事等 4 名を当社取締役候補者とする取締役選任議案を上程することにより当社のクラウド関連事業の経営に参加したいこと。

上記提案を受け、当社は、クラウド関連事業を主体的に行うための収益基盤の確保は経営課題であるため、本ファイナンスにより収益基盤を確保することは合理的であると判断いたしました。また、Megazone Cloud Corporation の理事等が当社の取締役として経営に参加することにより当社のクラウドビジネス上の経営力の向上が期待でき機動的な経営が可能となると判断いたしました。

そこで当社は Megazone Cloud Corporation に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、Megazone Cloud Corporation から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を Megazone Cloud Corporation に割当てする手法の提案を受けました。この提案内容は、スマートフォンアプリ事業の拡大とクラウド関連事業を主体的に行うための収益基盤の確保を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことに合致しました。

また、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、スマートフォンアプリ事業のマーケティング活動資金を、確実な資金調達手段である本新株式で調達する資金で充当し、クラウド関連事業の収益基盤の確保を目的とし、クラウド関連事業におけるさらなる利益拡大を目的とする M&A を含む資本・業務提携のための資金を本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金で充当していくことは、当社のビジネスを確実に進めて行く観点から資金調達方法としては合理的であると判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせ今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があります。

なお、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

以上の理由から、最終的に 2020 年 5 月 25 日付当社取締役会において、同社を本新株式と本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

当社グループは、今後、Megazone Cloud Corporation 及び MEGAZONE 株式会社とさらなる関係強化を進め、クラウド関連事業を進めてまいります。本新株式及び本新株予約権の発行が将来における当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、ひいては既存株主の株主価値の向上につながるものと判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である Megazone Cloud Corporation は、当社株式の保有方針として、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式を原則として長期保有する方針である旨を本ファイナンスに係る基本合意書において表明しております。

なお、同社が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承諾を要するものとしております。取締役会の承諾の判断においては、譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針、また、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを条件に、検討・判断いたします。当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

また、当社は、Megazone Cloud Corporation から、払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する資金の存在については、割当予定先である Megazone Cloud Corporation の取引銀行が発行する2020年4月10日付の残高証明書の写真、Megazone Cloud Corporation の2019年12月末及び2020年3月末の決算書並びに2020年2月14日から2020年5月14日までの銀行取引明細書の写真を入手し、自己資金として、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額に要する金額の払込みに足る現預金を保有していることを確認いたしました。

なお、2020年5月22日時点においては、営業活動に係る支払があったことから、本新株予約権の行使に要する金額の払込みに足る現預金を保有していることを確認できておりませんが、割当予定先から月末における売上債権の入金見込みなどの説明を受けた結果、払込期日時点では本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに足る現預金を確保されることが見込まれると判断いたしました。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先である Megazone Cloud Corporation と当社及び当社役員との間において、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

(6) ロックアップについて

当社は Megazone Cloud Corporation との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Megazone Cloud Corporation の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行等（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。）またはこれに関する公表を行わない。

i 払込期日から6か月間が経過した日または Megazone Cloud Corporation が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ii 払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日または Megazone Cloud Corporation が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該 ii の期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社と Megazone Cloud Corporation との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

本記載事項は当社と Megazone Cloud Corporation との間で2020年6月10日締結予定の総数引受

契約書の規定であります。

(7) 先買権について

(1) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、Megazone Cloud Corporationが保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- i 当社は、Megazone Cloud Corporationに対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。
- ii Megazone Cloud Corporationは、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- iii 当社は、本項ii号に従いMegazone Cloud Corporationから応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。
- iv 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

(2) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- i スtock・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。また、5%の算定においては、払込期日から2年間の期間に当該目的のために発行された株式又は新株予約権をすべて合算して判定する。)を超えないとき。
- ii 上記の他、当社とMegazone Cloud Corporationとが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

(3) 違反時の手続

当社が上記「(1)新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにMegazone Cloud Corporationに対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項は当社とMegazone Cloud Corporationとの間で2020年6月10日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

(8) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、発行要項第14項の定めるところに従って発行会社の取締役会の承認を要するものとする。本記載事項は当社とMegazone Cloud Corporationとの間で2020年6月10日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

9. 第三者割当後の大株主及び持株比率

第三者割当前 (2020年3月31日現在)		第三者割当後	
Megazone Cloud Corporation	6.48%	Megazone Cloud Corporation	30.42%
菊川 暁	20.55%	菊川 暁	15.29%
O a k キャピタル株式会社	2.62%	O a k キャピタル株式会社	1.95%
上田八木短資株式会社	1.70%	上田八木短資株式会社	1.26%
株式会社S B I 証券	1.63%	株式会社S B I 証券	1.21%
安達 洋祐	0.79%	安達 洋祐	0.58%
後藤 亜希子	0.72%	後藤 亜希子	0.54%
SCBHK AC EFG BANK AG HONG KONG BRANCH	0.50%	SCBHK AC EFG BANK AG HONG KONG BRANCH	0.37%
マネックス証券株式会社	0.48%	マネックス証券株式会社	0.36%
見城 新	0.42%	見城 新	0.32%

- (注) 1. 募集後の大株主及び持株比率につきましては、2020年3月31日時点の株主名簿を基準として、本新株式及び本新株予約権の行使後の株式数を加味して算出しております。
2. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

10. 今後の見通し

本新株式及び本新株予約権による2021年3月期連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後、開示すべき事項が生じた場合は、判明次第速やかに公表いたします。当社は、今回の資金調達により、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存の株主の皆様の利益にもつながるものと考えております。

11. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である杉本幸男弁護士（渋谷ひかり法律会計労務事務所）、当社社外取締役倉持 倫之、当社社外監査役鍛冶 豊頭及び当社社外監査役清水 厚の4名で構成する第三者委員会（以下「本第三者委員会」という）を設置し、本第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性について意見を求めました。

当社が、本第三者委員会から2020年5月22日付で入手した本第三者割当に関する意見の概要は以下の通りです。

<本第三者委員会による意見の概要>

1. 結論

本第三者割当について、必要性及び相当性が認められる。

2. 本第三者割当の必要性について

(1) 当社においては、①主力事業であるゲーム事業につき、PCオンライン事業からスマートフォンアプリ事業への移行、スマートフォンアプリ事業の収益の早期拡大と、②ゲーム事業以外の新規事業としてクラウド関連事業の展開とその収益の早期拡大の2つの成長戦略が経営課題となっていた。

(2) ところが、当社は、2019年3月期の連結会計年度において営業損失250,834千円及び親会社株主に帰属する当期純損失283,027千円を計上し、2020年3月期の連結会計年度において売上高が前連結会計年度に比べて51.7%減少し、412,711千円となり、営業損失273,319千円及び親会社株主に帰属する当期純損失432,420千円を計上している。また、2020年3月末の現金及び預金残高は96,110千円である。

以上のような低迷した売上の現状が将来も継続すれば営業損失も継続し、また、現金及び預金残高の現状にも鑑みると、当社は資金繰りに懸念が生じる可能性がある。

このように、当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているといえる。

(3) 前述のとおり、当社は、上記の経営課題に対処するため、①スマートフォンアプリ事業への移行とその収益の早期拡大のために、「Rappelz M (ラペルズモバイル)」のマーケティング活動資金293百万円、②クラウド関連事業の展開とその収益の早期拡大のために、M&Aを含む資本・業務提携のための資金1,005百万円の支出を計画している。

しかし、一方で、当社には、上記の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の存在していることからすれば、本第三者割当による資金調達が行われなければ、これら計画を実現することが著しく困難になる。

したがって、当社には、本第三者割当により資金調達を行う必要性が認められる。

3. 本第三者割当の相当性について

(1) 割当先選定方法の相当性

ア 当社は、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、①迅速な資金調達が確実に見込め、②当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針及び将来的な目標等を十分に理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行った。

その結果、Megazone Cloud Corporationを割当先の有力候補とし、Megazone Cloud Corporationの代表理事Lee Joowan氏に面談を申込み、協議を実施した。

イ 上記協議においては、割当予定先のMegazone Cloud Corporationから、①当社がクラウド関連事業における収益基盤を取得することにより財務の健全性を確保し事業の継続性を図ってほしいこと、②本第三者割当後、当社定時株主総会(2020年3月期に係る定時株主総会)において、Megazone Cloud Corporationの代表理事Lee Joowan氏を含む理事等4名を当社取締役候補者とする取締役選任議案を上程することにより、当社のクラウド関連事業の経営に参加したいことの提案を受けた。

ウ 当社としては、

(ア) 上述のとおり、①当社にとっては、クラウド関連事業の展開とその収益の早期拡大が経営課題であること、②Megazone Cloud Corporationの理事等が、当社の取締役として経営に参加することにより当社のクラウド関連事業の展開とその収益の早期拡大の実現が可能となること、

(イ) Megazone Cloud Corporationは、2019年5月にMegazone Cloud Corporationが進めているアマゾンウェブサービス(AWS)の海外での事業展開のうち、日本における事業展開を当社が全面的にサポートしていくことで当社と合意し業務提携基本契約を締結しており、2019年6月に当社が行った資金調達における実績を有していること、

(ウ) Megazone Cloud Corporationは、当社が外部の調査会社に依頼して行った調査においても反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告があったことから、当社は、Megazone

Cloud Corporation、同社役員及び主要株主が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断していること、

(エ) 当社は、Megazone Cloud Corporation の取引銀行が発行する 2020 年 4 月 10 日付の残高証明書の写し、2019 年 12 月末及び 2020 年 3 月末の決算書並びに 2020 年 2 月 14 日から 2020 年 5 月 14 日までの銀行取引明細書の写しを入手し、自己資金として、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額に要する金額の払込みに足る現預金を保有していることを確認していること、また、2020 年 5 月 22 日時点においては、営業活動に係る支払があったことから、本新株予約権の行使に要する金額の払込みに足る現預金を保有していることを確認できていないが、割当予定先から月末における売上債権の入金見込みなどの説明を受けた結果、払込期日時点では本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに足る現預金を確保されることが見込まれると判断していること、

(オ) 以上の諸要素から総合的に判断すると、Megazone Cloud Corporation を本第三者割当の割当予定先とすることは、合理的なものと判断される。

したがって、当社は、最終的に 2020 年 5 月 25 日付当社取締役会において、Megazone Cloud Corporation を本新株式と本新株予約権の割当予定先として選定することを予定するものである。

よって、当社が、Megazone Cloud Corporation を本新株式と本新株予約権の割当予定先として選定することを予定することは合理的であり、相当である。

(2) 資金調達手段選択の相当性

ア 当社は、本第三者割当と、他の資金調達手段（間接金融、公募増資）を比較して、①他の資金調達手段は、スマートフォンアプリ事業とクラウド関連事業の収益の早期拡大という資金調達の目的や、その実現可能性の観点から合理的ではないこと、②資金調達の確実性や株式の希薄化が段階的に進む点で他の資金調達手段よりも優位性があることから、総合的に判断して、本第三者割当による資金調達を選択したものである。

イ 以上のとおり、本第三者割当は、他の資金調達手段との比較において、当社の資金調達の目的を実現するために最も確実な方法であると、合理的に判断できる。

したがって、当社が本第三者割当を選択したことは合理的であり、相当である。

(3) 発行条件等の相当性

ア 本新株式の発行価格の相当性

(ア) 本新株式における発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2020 年 5 月 22 日）の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社株式の終値である 214 円としている。

上記発行価格は、

- ① 取締役会決議日の直前取引日までの直近 1 か月間の終値の単純平均値 205.11 円（小数点第 3 位以下四捨五入）からは 4.33%のプレミアム率
- ② 直近 3 か月間の終値の単純平均値 202.56 円（小数点第 3 位以下四捨五入）からは 5.65%のプレミアム率
- ③ 直近 6 か月間の終値の単純平均値 246.97 円（小数点第 3 位以下四捨五入）からは 13.35%のディスカウント率

となっている。

(イ) そこで、上記発行価格が会社法第 199 条 3 項（株式の（募集事項の決定））の規定する「特に有利な金額」に該当しないかを検討すると、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010 年 4 月 1 日。以下「指針」という。）は、払込金額につき、①原則として、「株式の発行に係る取締役会決議日の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること」とし、②例外的に「ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 か月）

をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。」としている。

そして、上記発行価格を、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2020年5月22日）の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社株式の終値である 214 円とすることは、上記指針の原則（「株式の発行に係る取締役会決議日の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること」）に準拠したものである。

したがって、上記発行価格は、会社法第 199 条 3 項の「特に有利な金額」に該当しない。

(ウ) よって、本新株式の発行条件は、会社法に抵触しておらず、相当である。

イ 本新株予約権の発行条件の相当性

(ア) 発行価額（払込金額）について

a 当社は、本新株予約権の評価額を、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼し、同社は、本新株予約権の公正価値として、その評価額を 216 円（1 株当たり 2.16 円）と算定した。

b 当社は、上記評価額を参考に割当予定先と協議した結果、本新株予約権 1 個の発行価額を上記評価額と同額の 216 円（1 株当たり 2.16 円）と決定した。

c 上記発行価格につき、会社法上の規定に抵触しないかを検討すると、

(a) まず、本新株予約権は、上記発行価額の金銭の払込みを要することから、会社法 238 条 3 項 1 号（新株予約権の（募集事項の決定）の「特に有利な条件」には該当しない。

(b) また、上記発行価格が同項 2 号の「特に有利な金額」に該当しないかについては、上記発行価格は、①独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、②本新株予約権の発行要項に定められた諸条件のもと、③新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価（214 円）、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ 38.71%）、満期までの期間（2 年）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（ $\Delta 0.182\%$ ）、発行会社の行動（基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の 180%を 20 営業日連続で超えた場合は、コールオプションを発動する。）及び割当予定先の行動（当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行うものとする。ただし、行使により取得した株式を 1 営業日あたり 6,470 株ずつ売却するものとし、全て売却した後、次の権利行使を行う。）を考慮して、④一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算定した、⑤公正価値である評価額を参考に、当該評価額と同額の価格に決定したものである。

以上のような上記発行価格の決定方法からすれば、上記発行価格は、相当なものであり、会社法 238 条 3 項 2 号の「特に有利な金額」に該当しない。

d よって、本新株予約権の発行価額（払込金額）は、公正価値と認められ、また、会社法にも抵触しておらず、相当である。

(イ) 行使価額の相当性

本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2020年5月22日）の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社株式の終値の 214 円と同額の 214 円としているが、当該終値が、直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの当社の判断は合理的であり、相当である。

ウ 株式の希薄化の規模の相当性

(ア) 本新株式により発行される株式数は 1,401,900 株（議決権の数は、14,019 個）であり、本新株予約権の行使により発行される株式数 4,672,900 株（議決権の数は 46,729 個）を合算すると 6,074,800 株（議決権の数は 60,748 個）となり、2020年5月25日における当社の発行済株式数 17,658,900 株（議決権数 176,589 個）に対して 34.40%（議決権の総数に対する割合は 34.40%、小数点第 3 位以下四捨五入）の割合で株式の希薄化が生じ

ることとなる。

(イ) しかし、

- a 当社は、本第三者割当により調達した資金を、スマートフォンアプリ事業とクラウド関連事業の収益の早期拡大に利用することにより、当社の財務体質改善を実現することができることから、本第三者割当による資金調達は、それに伴う希薄化を考慮しても、長期的な観点から、株主の利益の向上に寄与するものであること、
- b 割当予定先である Megazone Cloud Corporation は、本第三者割当により取得した当社株式を、原則として長期保有する方針である旨を本第三者割当に係る基本合意書において表明していることから、本第三者割当後、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式が短期的・大量に売却される可能性は小さく、株式市場及び株主に対する悪影響は生じないものと判断できること、
- c 本新株予約権の目的である株式数は 4,672,900 株で固定され、最大交付株式数が限定されていることから、予測可能性を超えた株式の希薄化が生じるおそれがないことから、本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であり、相当である。

4. 結語

以上により、本第三者委員会は、本第三者割当について、必要性及び相当性が認められると判断したものである。

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高	815	854	412
営業利益	△260	△250	△273
経常利益	△270	△250	△287
親会社株主に帰属する当期純利益	△361	△283	△432
1株当たり当期純利益（円）	△22.76	△17.16	△25.14
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	12.67	9.60	1.63

(注) 1. 2020年3月期の数値について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020年5月25日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	17,658,900株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	1,257,200株	7.12%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始値	302円	440円	329円
高値	644円	441円	351円
安値	263円	220円	131円
終値	426円	329円	226円

② 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	292 円	298 円	288 円	264 円	222 円	221 円
高 値	350 円	324 円	306 円	288 円	272 円	225 円
安 値	276 円	288 円	255 円	197 円	131 円	172 円
終 値	299 円	293 円	272 円	213 円	226 円	201 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2020年5月22日
始 値	208 円
高 値	214 円
安 値	205 円
終 値	214 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	2018年4月13日
調 達 資 金 の 額	248 百万円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	395 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	15,880,800 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	633,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	16,513,800 株
割 当 先	O a k キャピタル株式会社 菊川 暁
発 行 時 に お け る 資 金 使 途	① 「Rappelz M (ラペルズモバイル)」の開発資金：116 百万円 ② 国内外の新作タイトル獲得のためのライセンスフィー及びミニマムギャランティー資金：99 百万円 ③ 「Flyff Legacy (フリフレガシー)」のマーケティング活動資金：33 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	① 2018年4月～2018年10月 ② 2018年4月～2018年10月 ③ 2018年4月～2018年6月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	① 「Rappelz M (ラペルズモバイル)」の開発資金として、116 百万円を充当いたしました。 ② 国内外の新作タイトル獲得のためのライセンスフィー及びミニマムギャランティー資金として、99 百万円を充当いたしました。 ③ 「Flyff Legacy (フリフレガシー)」のマーケティング活動資金として 33 百万円を充当いたしました。

(注) 発行時における名称「Rappelz Mobile (ラペルズモバイル)」は2020年3月の正式リリースに伴い「Rappelz M (ラペルズモバイル)」に表記を変更しております。以下同様。

・第三者割当第4回新株予約権

割 当 日	2018年4月13日
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額	806 百万円 (差引手取概算額)

現時点における調達した資金の額	6百万円
行使価額	395円
募集時における発行済株式数	15,880,800株
当該募集による潜在株式数	2,025,400株
現時点における行使状況	行使済株式数：0株
割当先	O a kキャピタル株式会社
発行時における資金使途	①「Flyff Legacy (フリフレガシー)」のマーケティング活動資金：99百万円 ②「Rappelz M (ラペルズモバイル)」のマーケティング活動資金：80百万円 ③国内外の新作タイトルのマーケティング活動資金：120百万円 ④新規事業展開又はM&Aを含む資本・業務提携のための資金：506百万円
発行時における支出予定時期	① 2018年7月～2019年3月 ② 2018年9月～2019年3月 ③ 2018年4月～2019年3月 ④ 2018年4月～2020年4月
2019年5月31日付変更後の支出予定時期	① 2019年4月～2020年3月 ② 2019年4月～2020年3月 ③ 2019年4月～2020年3月 ④ 2019年4月～2020年4月
現時点における充当状況	①「Flyff Legacy (フリフレガシー)」のマーケティング活動資金：6百万円 ②「Rappelz M (ラペルズモバイル)」のマーケティング活動資金：-百万円 ③国内外の新作タイトルのマーケティング活動資金：-百万円 ④新規事業展開又はM&Aを含む資本・業務提携のための資金：-百万円

(注) 上記第三者割当第4回新株予約権に係る資金につきましては、2019年5月31日に公表いたしました「第三者割当により発行される株式及び第5回新株予約権の募集に関するお知らせ」の通り支出時期の変更をいたしております。

・第三者割当増資

払込期日	2019年6月27日
調達資金の額	193百万円(差引手取概算額)
発行価額	262円
募集時における発行済株式数	16,513,800株
当該募集による発行株式数	763,400株
募集後における発行済株式総数	17,277,200株
割当先	Megazone Cloud Corporation
発行時における資金使途	① スマートフォンアプリ事業 ・配信中のアプリの運用に係る人件費やサーバー費用等の運転資金：30百万円 ・「Rappelz M (ラペルズモバイル)」のリリースまでの人件費等の運転資金：31百万円 ② アマゾン ウェブ サービス (AWS) 関連事業 ・人材の採用・育成等にかかる人件費の初期投資資金：70百万円

	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング活動資金：30 百万円 ③ VR 事業 ・VR コンテンツ等開発資金：10 百万円 ・マーケティング活動資金：22 百万円
発行時における 支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ① 2019 年 7 月～2019 年 8 月 ② 2019 年 7 月～2021 年 3 月 ③ 2019 年 7 月～2020 年 3 月
2019 年 12 月 23 日付 変更後における 支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ① 2019 年 7 月～2019 年 8 月 ② 2019 年 7 月～2021 年 3 月 ③ 2019 年 7 月～2021 年 3 月
現時点における 充 当 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ① スマートフォンアプリ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・配信中のアプリの運用に係る人件費やサーバー費用等の運転資金：30 百万円 ・「Rappelz M (ラペルズモバイル)」のリリースまでの人件費等の運転資金：31 百万円 ② クラウド関連事業 <ul style="list-style-type: none"> ・人材の採用・育成等にかかる人件費の初期投資資金：29 百万円 ・マーケティング活動資金：一百万円 ③ VR 事業 <ul style="list-style-type: none"> ・VR コンテンツ等開発資金：10 百万円 ・マーケティング活動資金：一百万円

(注) 上記第三者割当増資に係る資金につきましては、2019 年 12 月 23 日に公表いたしました「第三者割当による新株式の発行及び第 5 回新株予約権により調達した資金の使途及び支出時期の変更に関するお知らせ」の通り支出時期の変更をいたしております。

・ 第三者割当第 5 回新株予約権

割 当 日	2019 年 6 月 27 日
発行時における 調達予定資金の額	300 百万円 (差引手取概算額)
現時点における 調達した資金の額	100 百万円
行 使 価 額	262円
募集時における 発行済株式数	16,513,800 株
当該募集による 潜在株式数	1,145,100 株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数：381,700 株
割 当 先	Megazone Cloud Corporation
発行時における 資 金 使 途	<ul style="list-style-type: none"> ③ VR 事業 ・VR テーマパークの共同出資資金：300 百万円
2019 年 12 月 23 日付 変更後における 資 金 使 途	<ul style="list-style-type: none"> ① スマートフォンアプリ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「Rappelz M (ラペルズモバイル)」のリリースまでの人件費等の運転資金：100 百万円 ③ VR 事業 <ul style="list-style-type: none"> ・VR テーマパークの共同出資資金：200 百万円
2020 年 5 月 25 日付 変更後における	<ul style="list-style-type: none"> ① スマートフォンアプリ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「Rappelz M (ラペルズモバイル)」のリリースまでの人件費等の運転資金：100

資 金 使 途	百万円 ② クラウド関連事業 ・M&A を含む資本・業務提携のための資金：200 百万円
発行時における 支出予定時期	③ 2019年7月～2020年6月
2019年12月23日付 変更後における 支出予定時期	① 2020年1月～2021年6月 ③ 2020年1月～2021年6月
2020年5月25日付 変更後における 支出予定時期	① 2020年1月～2021年6月 ② 2020年6月～2021年6月
現時点における 充 当 状 況	① スマートフォンアプリ事業 ・「Rappelz M (ラペルズモバイル)」のリリースまでの人件費等の運転資金：70 百万円 ② クラウド関連事業 ・M&A を含む資本・業務提携のための資金：一百万円

(注) 上記第三者割当第5回新株予約権に係る資金につきましては、2019年12月23日に公表いたしました「第三者割当による新株式の発行及び第5回新株予約権により調達した資金の用途及び支出時期の変更に関するお知らせ」及び2020年5月25日に公表いたしました「第三者割当による新株式の発行及び第5回新株予約権により調達した資金の用途及び支出時期の変更に関するお知らせ」の通り資金用途及び支出時期の変更をいたしております。

II 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当により、主要株主に異動が生じる見込みです。具体的には、割当予定先の Megazone Cloud Corporation が新たに当社の主要株主となる予定です。

2. 異動した株主の概要

(1) 名 称	Megazone Cloud Corporation
(2) 所 在 地	MEGAZONE Bldg, 46, Nonhyeon-ro 85-gil, Gangnam-gu, Seoul, 06235 Korea
(3) 代 表 者 の 氏 名 ・ 役 職	代表理事 Lee Joowan
(4) 事 業 内 容	クラウドサービス事業
(5) 資 本 金	224,000,000 韓国ウォン (21,056,000 円)

(注) 1. 日本円換算にかかる表記は、1 韓国ウォン=0.094 円で換算したものです。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (2020年5月25日現在)	11,451 個 (1,145,100 株)	6.48%	第2位
異動後	25,470 個 (2,547,000 株)	13.36%	第2位

(注) 1. 異動前及び異動後の議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 異動後の議決権所有割合は、2020年5月25日現在の総議決権数（176,589 個）に、本第三者割当増資により発行される株式数（1,401,900 株）に係る議決権の数を加えた議決権数（190,608 個）を分母としております。

4. 異動予定年月日

2020年6月10日

5. 今後の見通し

今後の見通しについては、前期、「I 第三者割当により発行される株式及び第6回新株予約権の募集 10. 今後の見通し」をご参照下さい。

以上

(別紙1)

株式会社ガーラ
第三者割当による募集株式の発行要項

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類 | 当社普通株式 1,401,900 株 |
| (2) 払込金額 | 1 株につき 214 円 |
| (3) 払込金額の総額 | 300,006,600 円 |
| (4) 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 150,003,300 円
資本準備金 金 150,003,300 円 |
| (5) 申込日 | 2020 年 6 月 10 日 |
| (6) 払込期日 | 2020 年 6 月 10 日 |
| (7) 募集の方法及び割当株式数 | 第三者割当の方法により、以下のとおり募集株式を割り当てる。
Megazone Cloud Corporation 1,401,900 株 |
| (8) 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 |
| (9) その他 | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
②上記新株の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 |

以 上

(別紙2)

株式会社ガーラ
第6回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ガーラ第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 10,093,464 円
3. 申込期日 2020年6月10日
4. 割当日及び払込期日 2020年6月10日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Megazone Cloud Corporation に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は4,672,900株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 46,729 個
 8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金 216 円
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 214 円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。
 10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日

その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間
2020年6月10日（本新株予約権の払込み完了以降）から2022年6月9日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第9項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第10項によって調整された場合は調整後行使価額とする。）の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金216円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所
株式会社ガーラ グループマネジメント部
19. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
 - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権を行使することのできる期間
第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第 16 項に準じて決定する。
- ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上